様式第５号

この印鑑登録証は、印鑑の登録をうけている本人であることを証明するものですから大切に保管してください。

印

**舟橋村長**

**登録番号**

**印鑑登録証**

**【注意事項】**

1.印鑑登録証明書を受けようとするときは、この登録証を必ず

提出してください。登録してある印鑑はいりません。

2.この登録証の提出がなければ印鑑登録証明書は発行しません。

3.代理人に証明書の交付を依頼するときは、この登録証を持参

させてください。

委任状等や登録してある印鑑はいりません。

4.この登録証を亡失したときは事故防止のため直ちに届け出て

ください。この場合再交付はせず改めて新規登録の手続きが

必要です。

5.転出、廃鑑、氏名変更、死亡等の場合はこの登録証をかえして

ください。

本人識別欄